

双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの推進に向けた覚書

双葉町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、双葉町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの一層の推進を図るため、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が平成27年3月に策定した「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」に位置付けられた町内復興拠点の整備等の復興まちづくりの一層の推進を図るため、甲及び乙の相互協力について定めることを目的とする。

（役割分担）

第2条 甲及び乙は、復興まちづくりの効率的かつ効果的な推進を図るため、必要な情報交換、関係機関との協議その他の協力を行うよう努めるものとする。

2 乙は、甲が行う復興まちづくりに関する計画、調査、設計等に関し、技術的な助言及び提案、ノウハウの提供その他の技術支援（以下「技術支援」という。）を行うものとする。

3 乙が行う技術支援の具体的な内容については、甲乙が協議して定めるものとする。

4 甲が乙に復興まちづくりに関する委託を行う場合は、その具体的内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（その他）

第4条 本覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地
双葉町長 伊澤 史朗

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 中島 正弘